

4. 米国とロシアの中距離核戦力(INF)全廃条約



1987年12月8日、米ソは、射程500kmから5,500kmまでの地上発射型の弾道および巡航ミサイルなどの保有、生産、飛行実験などの禁止を定めた中距離核戦力(INF)全廃条約を締結した。これを契機に米口の核弾頭は史上初めて減少に転じた。また、NPT第6条義務を履行するという趣旨が述べられていることを忘れてはならない。2019年2月1日、米国がロシアに対しINF全廃条約からの離脱を通告し、8月2日、条約は失効した。本章15、16で扱ったINF失効問題の前提となる条項を以下に抜粋する。

❖ 中距離及び比較短距離ミサイルの廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約 ❖

1987年12月8日

(前略)

アメリカ合衆国及びソビエト社会主義共和国連邦は、核戦争がすべての人類に壊滅的な結果をもたらすことを認識し、戦略的安定性を強化するという目的に導かれ、本条約に規定された諸措置が、戦争勃発の危険を減少し国際の平和と安全を強化するのに寄与することを確認し、ならびに核兵器の不拡散に関する条約の第6条の下における義務に留意し、以下の通り協定した。

第1条 [基本的義務]

各締約国は、本条約ならびにその不可分の一部を構成する了解覚書及び議定書の規定に従い、中距離及び比較短距離ミサイルを廃棄し、その後そのようなシステムを所有せず、ならびに本条約に

規定されたその他の義務を履行する。

(中略)

第4条 [中距離ミサイルの廃棄]

各締約国は、すべての中距離ミサイル(※射程能力が1000km～5500kmの地上発射弾道ミサイル(GLBM)または地上発射巡航ミサイル(GLCM))及びそのようなミサイルの発射装置、ならびにそのようなミサイル及び発射装置に関連し了解覚書中表示された種類のすべての支援構造物及び支援装置を廃棄し、その結果、本条約発効後3年以内に及びそれ以降、いずれの締約国もいかなるそのようなミサイル、発射装置、支援構造物または支援装置をも保有しない。

第5条 [比較短距離ミサイルの廃棄]

各締約国は、すべての比較短距離ミサイル(※射程能力が500km～1000kmのGLBMまたはGLCM)及びそのようなミサイルの発射装置、ならびにそのようなミサイル及び発射装置に関連し了解覚書中表示された種類のすべての支援構造物及び支援装置を廃棄し、その結果、本条約発効後18カ月以内に及びそれ以降、いずれの締約国もいかなるそのようなミサイル、発射装置、支援構造物または支援装置をも所有しない。

第6条 [生産・飛行実験の禁止]

1. 本条約の発効時及びそれ以降、いずれの締約国も、(a)いかなる中距離ミサイルをも生産または飛行実験してはならず、そのようなミサイルのいかなる段もしくはそのようなミサイルのいかなる発射装置をも生産してはならない。(b)いかなる比較短距離ミサイルをも生産または飛行実験してはならず、そのようなミサイルのいかなる段もしくはそのようなミサイルのいかなる発射装置をも生産してはならない。

(中略)

第11条 [現地査察]

本条約の規定の遵守の検証を確保するため、各締約国は現地査察を行う権利を有する。(中略)

第13条 [特別検証委員会]

1. 本条約の規定の目的及びその履行を促進するため、締約国はここに「特別検証委員会」を設置する。締約国は、いずれかの締約国が要求する場合には以下のために特別検証委員会の枠内で会合することに合意する。

(中略)

第15条 [期限・脱退]

1. 本条約の期限は無制限とする。

2. 各締約国は、本条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、本条約から脱退する権利を有する。その締約国は、本条約から脱退する6か月前に自国の決定を他の締約国に通知する。その通知には、通告する締約国が自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についての記載を含まなければならない。

(後略)

出典：藤田久一・浅田正彦編『軍縮条約・資料集』（第3版、1997年、有信堂）を元にピースデボが一部改訂。

原文：<https://2009-2017.state.gov/t/avc/trty/102360.htm#text>

アクセス日：2020年3月23日